

デンタルサポート株式会社 人事総務部人財管理課

育児手当制度導入

育児手当制度の導入について

1. 現状

昨今では児童を養育しながら勤務を希望する方々が増えてきている一方で、養育に要する費用が増加し、かつ養育に費やす時間もかかることから、職場復帰を希望する方々をスムーズに労働市場に移行できず、職種によっては深刻な人員不足を招いている。

2. 制度導入の目的

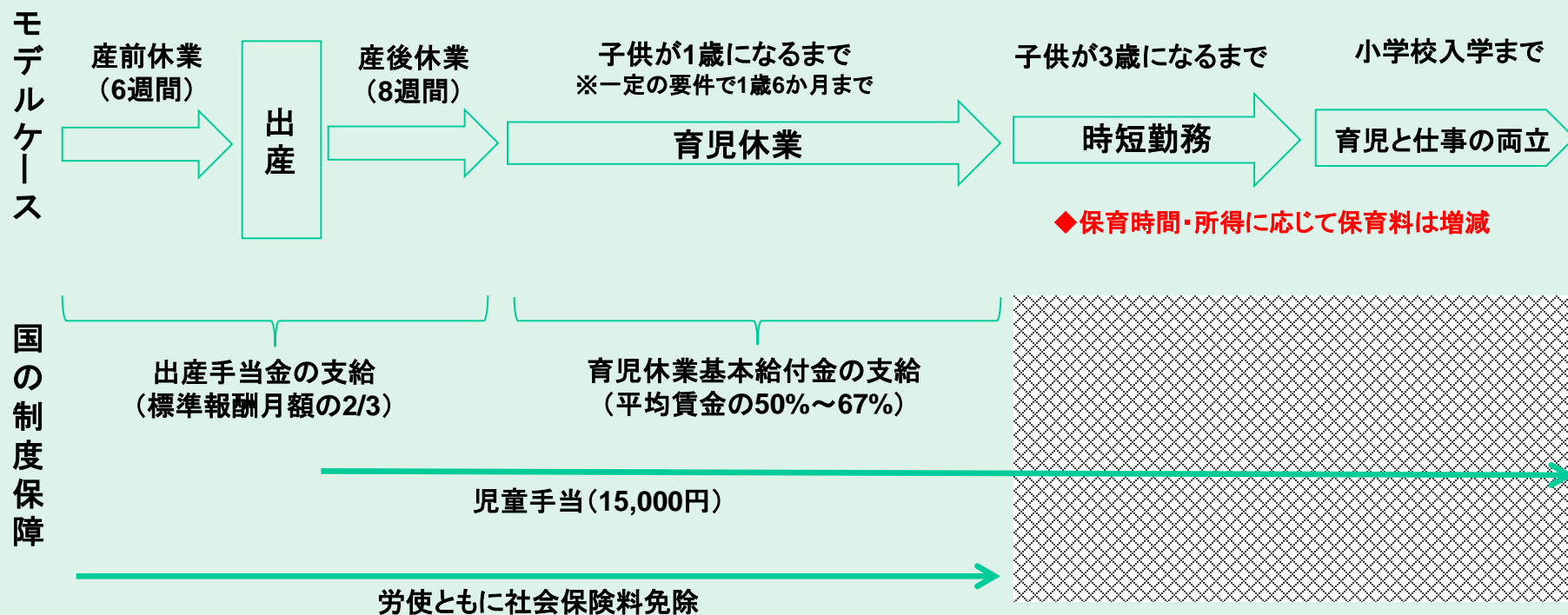
育児休業中の従業員または、児童を養育しており労働市場に復帰できていない方々に対して、育児手当等の子育て支援制度を導入することにより、新たな労働力を開拓し、特定の職種における人員不足を解消することを目的とします。

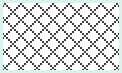
3. 制度導入の効果について

常用雇用者：育児休業後の職場復帰を促進することができる。

非常用雇用者：新たな労働力として雇用を促進することができる。

産休から職場復帰までの流れ



※国の保障が薄くなる  の期間に育児手当を支給することにより職場復帰を促進させることが可能

育児手当

1. 支給要件

■対象職種

看護師・准看護師

■対象者

①本人またはその配偶者の子供を養育する正社員

②本人またはその配偶者の子供を養育するパート社員(ただし、社会保険加入者に限る)

■その他の条件

既存社員については産前産後休業または育児休業(90日以上)を取得していることを条件とする

3. 手当額

■認可保育所入所の場合は保育料の全額を支給し、無認可保育所入所の場合は保育料の半額を支給する

※支給額の上限は5万円とする

※認可保育所入所の自助努力を促すことができる

4. 支給期間

■保育所(認可・無認可)の利用期間

5. その他

■保育所入所証明書(領収金額がわかるもの)を人財管理課に提出